

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

登録教習機関の名称	株式会社銚子大洋自動車教習所
登録教習機関の住所	千葉県銚子市長塚町3丁目654番地
代表者職氏名	代表取締役 澤田 裕江
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社銚子大洋自動車教習所 千葉県銚子市長塚町3丁目654番地
行うことができる技能講習	フォークリフト運転技能講習
登録年月日	令和7年8月4日
登録の有効期間の満了日	令和12年8月3日
登録番号	千登録第579号

令和7年8月4日

千葉県労働局長

